

別表第3（第8条関係）

補助条件

1 承認事項

交付決定者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告等

交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 区長は、交付決定者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 交付決定者が(1)の命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

5 是正のための措置

区長は、4の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

6 違約加算金及び延滞金

- (1) 交付決定者は、第10条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

7 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における6の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 7の(1)の規定により、交付決定者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

8 延滞金の計算

6の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

9 他の補助金等の一時停止等

区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事

務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

10 私立認可保育所の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける交付決定者は、私立認可保育所の運営に当たっては、当該運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

11 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 補助事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税の仕入控除税額（この要綱に定める補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一部、一支社、一支所等であって、自ら消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。
- (3) 区長は、(1)又は(2)の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。